

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成 21 年 12 月 2 日 13 時 30 分～

場所：全員協議会室

### 1 発表事項

- ・平成 21 年三重県議会 10 大ニュース

(議長)最初に議長からのメッセージということで、先だつての議場内の地震対応訓練のお礼を申し上げたいと思います。去る 11 月 24 日、本会議散会后、議場におきまして地震対応訓練を実施いたしました。

議員、執行部の職員をはじめ、傍聴の方や、マスコミの関係者の方々も多数ご協力いただき、有意義な訓練が行えたと感じております。心から御礼申し上げます。

今回の訓練は、「自分の身の安全は自分で守るという意識の醸成」と「事務局職員の責務と行動の確認」とを目的としたものでございまして、緊急地震速報の意味、いかなる場面にあっても落ち着いて自分の身の安全を確保することの大切さの再認識のほか、議事の手順の確認など、所期の目的は概ね達成できたものと考えています。

なお、地震による停電を想定して、議場の照明を消しましたが、訓練参加者の安全を考えて一部の消灯にとどめておきました。実際の停電で全ての照明が消えた後、非常電源で得られる明るさがどの程度のものであるのかなど、こういうことの課題も見えてきましたので、議事堂にお見えになる方の安心・安全を確保するため、引き続き検討させていただき、日々の備えをしてまいりたいとそうように考えているところです。

続きまして発表事項として、恒例らしいのですが、平成 21 年の三重県議会 10 大ニュースについてお話をさせていただきたいと思います。今回、お配りさせていただきました「10 大ニュース」は、今年一年を振り返って、三重県議会における出来事をピックアップしたものでございます。「なぜこれが入っているのか」とか「なぜあれが入っていないのか」といった疑問があるかもしれま

せんが、あくまでも私の独断と偏見で挙げたものですから、ご理解をいただきたいと思います。時系列的に並べていますので、順にご説明をさせていただきますと思います。

一つ目は、「紀伊半島三県議会交流会議の開催」でございます。本年1月に和歌山県田辺市におきまして第2回目を、また、7月には三重県熊野市におきまして第3回目を開催し、道路整備や観光振興などの課題について熱心に議論や意見交換をいたしました。10月には、第3回会議で合意されました、道路整備にかかる要望書を国に提出するなど、この会議で議論されましたことを一歩進め、三県議会の具体的な取組につなげることができたと考えています。今後とも3議会が連携して、取り組みを進めていきたいと思っているところでございます。来年度は奈良県で開催される予定です。ちょうど来年は、奈良の遷都1,300年ということでございますので、非常にいい時期かなとこのように思っているところでございます。

二つ目は、「知事への申し入れ・提言」でございます。本県議会から知事に対して、様々な提言を行っております。例えば、4月30日、県議会から知事に対し、「財政の健全化に向けた提言」を行いました。この提言を受けまして、執行部においては、県が所有する施設の財務状況を分かりやすく示すための「資産カルテ」の作成や新たな県独自の財政指標が作成されるなど提言に基づいた取り組みが行われました。議会のチェック機能が発揮されたものと考えているところです。総合文化センターのライフサイクルコストとか、非常にわかりやすいものが出てきているのかなと、そのように評価をさせていただいております。

三つ目は「議員提出条例の検証」でございます。社会情勢の変化などを勘案し、検証を行うために昨年6月に設置されました「議員提出条例に係る検証検討会」は、これまでに、三重県リサイクル製品利用推進条例及び三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の2本について改正を行ってきました。現在、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の検証を行っているところでございまして、非常に活発な議論になっているということで評価をさせていただいております。

四つ目は、「政務調査費の減額、使途の透明性の向上」でございます。政務調査費の交付額につきましては、4月から2年間余、1割カットしております。また、平成20年度分から収支報告書において全ての領収書等の写しの添付を義務付け、6月30日から議会図書室で公開をしており、その使途の透明性をより高いものとする事ができたと考えています。

五つ目は「議会改革諮問会議の設置、開催」でございます。議会改革について、外部の第三者が評価し、その意見を活かして更なる改革を行うため、議会基本条例第12条に基づく附属機関として議会改革諮問会議を設置いたしました。その第1回の会議を10月に開催し、私から本議会の基本方針、その他議会改革に関し、諮問を行いました。議員自身による評価や、県民の皆さま方のご意向なども含めた現状把握を十分行ったうえで、目指すべき議会の改革方向案について、ご答申をいただくことを期待しているところでございます。

六つ目は「全国自治体議会との交流連携の推進」でございます。4月に「第5回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を津市で行いました。全国72の自治体議会から467人の議員、事務局職員等議会関係者のご参加を得て、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と議会改革の方向性について意見交換を行ったところでございます。

七つ目は、「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)の公聴会の開催」です。県民の利害に関わる重要な案件でございます「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」の調査にあたり、4月に公聴会を開催し、学識経験者2名と県民の皆さま3名の計5名の公述人からご意見をお伺いをいたしました。非常に意義のあることだと感じております。

八つ目は、「議長の在任期間の改正」でございます。二元代表制の下、議長の役割はますます重要になっており、昨年の代表者会議での申し合わせに基づき、議長の在任期間が2年間となりました。5月から私が議長に就任させていただき、議長として2年間の在任期間中に行う取り組み事項を明示するため、「議会改革試案」いわゆる「議長マニフェスト」を表明させていただいたところでございます。「議会改革試案」につきましては、今後とも、私自身が責任を持ちまして、適宜適切にご提案申し上げ、全体の進行管理も含めて努力をしていきます。

いとそのように思っております。

九つ目は「公共政策大学院等とのインターンシップ制の試行」です。9月に2週間、公共政策大学院の学生2名をインターンシップ実習生として受け入れました。今後は、その経験も踏まえて、実施期間や実習内容等について検討を行い、本格的な実施にむすびつけていきたいとそのように思っております。

最後に、「わかりやすい情報発信」でございます。県民にわかりやすい形で情報発信を行うため、「委員会説明資料の議会ホームページへの掲載」について、広聴広報会議で検討のうえ、先月の代表者会議で決定いたしました。今週4日に開催いたします地域雇用対策調査特別委員会から実施をさせていただき予定でございます。また、わかりやすい議会広報を実践するために「編集アドバイザー」についても同様に導入を決定いたしました。副議長にもいろいろご努力をいただいたということでございます。以上、三重県議会の10大ニュースをご説明をさせていただきました。私の方からの発表事項は以上のとおりでございます。後は皆様方からの質問がございましたら、お受けさせていただきながら考え方を述べさせていただきたいと思っております。

## 2 質疑応答

(質問)議長マニフェストについて、今年も終わりに近づいていますが、今の時点でどの程度進捗があったのか今年の評価は。

(議長)議長にならせていただいてから、今年は終わりになってきたのですが、私になってからはまだ半年ですので、大体順調にしているのではないかと考えています。今申し上げましたようなインターンシップですとか、諮問会議の設置、また議員の定員・定数の検討会等のこと、いろいろ1つ1つ進めてきておりまして、概ね順調かなと思っております。年内にもう少し皆さんと、来年からの取り組みについてのご相談もさせていただきたいなと思っております。当初議長になった時はこちら少し肩に力が入っていましたが、今や自然体でいろいろと進めていくことができる、そういう環境が出来てきたかなと思っております。しっかり頑張っていきたいと思っております。

(質問)来年の副議長選というのは、今までどおりの形式で立候補制でどうのこうのとか、議長は2年になったので選出のやり方を変えるということはある

のか。

（議長）まだそういうことの議論が代表者会議ですとか、各会派の中で話がされているということはまったく聞いておりません。おそらく、従来どおり申し合わせどおりで、副議長の選出もなされるのではないかと考えています。もしそういうふうな議論が各会派なり、代表者会議で出てくるようでしたら、その議論をお伺いさせていただいて、判断させていただきたいと思います。

（質問）会派の議論は置いといて、今回正副議長選の時に議長自身が、マニフェストを示されたので、その議長の元で補佐役をするというのなら、逆に副議長候補者にマニフェストを求めるといったことはないのですか。

（議長）ありません。あれはあくまでも、議会の長たる議長のマニフェストを作らせていただいたので、それを推進していくのは議長の責任でさせていただくわけです。副議長はあくまでも議長の補佐役でございますから、副議長の方で新しい副議長マニフェストを作っていただくと整合性も含めて、非常に難しいことになるのではないかと考えています。

（質問）昨日議員定数の在り方で正副座長案として、51という数字を据え置きということを示されましたが、据え置きということについて、現時点ではどう考えていますか。

（議長）まだ据え置きと決まったとは聞いておりません。今回の検討会の正副座長案に至るまで、検討会の中でいろいろ議論を積み上げてきていただいて、それなりのご判断が出たということに関しては尊重させていただきたいと思います。ただ、聞いておりますのは各会派に持ち帰りということで、各会派の中でこの案についての議論がこれからあると聞いておりますので、各会派のご意見を集約した形でどういうふうな展開になってくるのか、それを見守らせていただきたいと思います。

（質問）さらに格差が広がることは確実だと思うのですが、正副座長案ではそういうふうに出ましたけれども、議員個々にはいろいろな意見があるみたいなのだと思うのですが、議長個人としてはどうですか。

（議長）人口が基本であるというのは、法律上も当然の話で、人口を基本に各選挙区の定数を考えていくということには異存はありません。ただ、各地区そ

れぞれに抱えている特徴というのがありまして、極端に選挙区が大きくなったり、また選挙区によっては過疎が進んでいるところとか、高齢化が進んでいるところ、また非常に人口的には集積をしているようなところ、いろいろな課題がそれぞれの地域にありますから、そういう地域の特性というのもある程度加味しながら選挙区の定数は考えていかざるを得ないのではないかと。また、選挙区そのものの形も時代が変わってくれば、今まで交通上非常に不便であって、とてもこれは1つの選挙区にはできないというような選挙区であっても、高速道路が通ったり、交通の便が非常によくなって移動が非常に容易になったということで、地域の方々がご了解、ご納得をいただけるようなところは合区をするという選択肢が出てきてもいいのではないかと、そういうことも含めて検討会ではご検討いただいたというふうに理解をしております。

(質問)一票の格差で最も抵触する恐れがあるといわれた鈴鹿・亀山について、昨日も両論があるのですけれども、今のところ議長のところであがっている話では、今のまま行ってもそれはそれで、仮に訴えがあった場合でもクリアできるという話なのですか。

(議長)最高裁の判例等を考えますと、3倍以内ならば一応許容範囲かなというところがあります。ただ、今までの議論で2.07を維持していきたいという希望があったのは当然事実なのですが、なかなかそれが現実厳しいということも理解をしています。亀山は法的に合区ができないということもございまして、今、全国議長会の方で郡というカテゴリーを取り払って、もう少し市町のレベルで合区ができるような、柔軟な対応ができるようにということの申し入れを先だって総務省の方にもしたところで、こういう動きを一層加速させるということが求められているのではないかと考えています。

(質問)あの申し入れは何とか実現しそうですか。

(議長)政権が変わりまして、今までより総務省の対応はより柔軟になっているというふう感じておりまして、これだけではなしに、12月半ばには議員の身分、議員の報酬、これを地方歳費にするか、こういうことも含めて自治法改正に向けてのお願いを総務大臣の方にさせていただくということで、今47都道府県の意見集約をしている最中です。

(質問)仮にそれが来年国会で法制化された場合は、それなりにまた事情がちょっと違って来る。

(議長)ただ、来年の通常国会で法改正がなされても、現実に次の統一地方選挙までの期間が非常に短くなりますから、周知期間等のことを考えますと、もし実施するとしてもその次の選挙からということになると思います。

(質問)ということは、23年統一地方選は、現状のまま。

(議長)現状で行かざるを得ないと。検討会の正式の結果を聞いてから判断させてもらいますが、今の法制度の下での判断ということになります。23年の選挙は。

(質問)現状のまま行くということにずっと引っかかっている平成13年の選挙区調査特別委員会の附帯意見がある。その時は国調とかを含めながらという前提条件が付いていますけれども、全体に数の見直しとか選挙区の見直しとかがあって、附帯意見が付いたから逆に言ったら前回合区をしたということがあろうと思うのですけれども、その辺との整合性というのは。

(議長)今回の検討会の発足の時に、私自身も話をさせていただきましたが、最初に定数削減ありき、また合区ありきという議論ではなしに、まったく平場で、ゼロベースできちんと議論を積み上げていただいて、その結果削減ということになればそれもよし、合区ということになればそれもよしということだと思っています。最初からこういう形にしたいということでの、ある一定の予見を持って検討会を発足させたわけではございませんから、ご理解をいただきたい。

(質問)議長としては議論の末の案ということで、それはそれで個人的には。

(議長)まだ確定ではありませんから、確定したものをを見せていただいたうえで判断したいと思います。全国議長会でも、例えば定数を決める時に、従来の人口を基本とするという考え方に、例えば基準財政需要額というもので判断をしたらどうかというようなご意見もありまして、それも検討会の方に提示をさせていただきました。今後こういうことも含めた検討が、将来的にはやっていただけのではないかなと思っています。

(質問)議決条例について、この前知事と意見交換会を行ったが、今後の見通しはどういうふうに。

(議長) 条例の検証検討会の方で、日程等も含めて進めていただいております。ただ、年内にどうこうということは時間的にも少し無理なので、年が変わって2月会議、3月会議、このあたりのタイミングで条例の改正ができればと思っています。

(質問) 方向性としては検討会の見直し案の方向で議長としてはOKだと思っているか。

(議長) はい。議会が決める話ですから。

(質問) 知事から申し入れがあったらまた意見交換をやるのですか。

(議長) あの方のおっしゃる内容はよくわかっておりますので、何度も同じことを聞く必要はないのではないかと考えています。あの後、何人かの専門の学者の先生方のご意見も、知事のおっしゃった内容等を説明をさせていただいてご意見を求めましたけれども、学会の私がお目にかかったすべての先生方が、やはり知事の考え方は間違っているとおっしゃっていました。知事からは会っている学者が偏っているという意見になるのかわかりませんが、今の日本を代表するような方々とお話をさせていただきました。団体意思を決するのは議会であるというのは、法律上決まっている話ですから、それが気に入るとか気に入らないとかじゃなくて、こういう仕組みなのですから、知事のマニフェストは何を書かれてもご自由ですが、それが行政計画として、まさに団体意思として出てきた場合は、意思を決するのは議会だというのは当然の話です。

(質問) 県立病院のこのまえの全協での当局案の報告ですけれども、元々ゼロベースから云々というのを議会の方からとりつけたというのがあったじゃないですか。県立病院の指定管理とか民間譲渡ありきではなくて、その裏付けのための調査じゃなくて、ゼロから考えるという条件が付いていたと思うのですが、あの当局報告案をご覧になった議長の率直な感想は。

(議長) 当初よりは少し、一定見えたのかなという感じはします。例えば一志病院の民間移譲を考えた場合、県の考えている条件に合う団体は今のところないということですから、そういうのもある程度はつきりしてきたし、志摩病院の指定管理者に2団体名乗りを上げて、それぞれのご提案があるようですから、そういうところも一定の方向が見えてきたのかなという感じがしております。



もう少し今後、より具体的に煮詰めていって、より説得性のあるものを県が提示をしていただくということが求められるのだらうと思いますが、そのためには今の方針案の案を取れというふうな議論になるのかもわかりませんが、このあたりのところは議会の皆さん方のご意向もよく考えながら進めていきたいと思えます。ただ、四日市の独立行政法人等の話はともあれ、志摩病院の場合は地域医療が崩壊の危機に達しておりますから、そういつまでも時間的な余裕があるというふうには考えておりませんので、このあたりのところの議論は早く進めていくべきだらうと思えます。

(質問) 知事は病院ごとの工程表を出すとおっしゃっていますが、それは評価しますか。

(議長) はい。元々そうだと思う。4つの性格の異なる病院をワンパッケージでやろうというのは、はなはだ当初から無理がある話だと思っております、それぞれの病院ごとの工程表が提示され、それに従って1つ1つを具体化していくということが必要だらうと思っておりますし、当然のことだらうと思っております。

(質問) 一志に関しては、県の要望した内容と、今申し出ている団体との構想が合致しないから見合わせるという話になってはいますが、逆に言ったら、追加でそういう団体もなく、なお且つ今の団体との話し合いも破綻した場合に、廃止という方向性も当然有り得ると思うのですけれども、その辺は議会としてはどう考えますか。

(議長) まだそこまで踏み込んだ議論はいたしておりませんし、そういう議論にもなっていないと思えます。もし、廃止という判断が出てくる可能性があれば、これは今までの議論とは質を異にする議論ですから、最初に戻って地域の医療サービスの提供の体制はどうあるべきかということから、再度議論を始めなければならないということになってくると思えます。

( 以 上 ) 13:59 終了